

氷見市まちなか地区居住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市まちなか地区居住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、まちなか地区（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示が実施されている市内の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域をいう。）において、居住している建物の敷地（当該建物に居住している者が所有している敷地に限る。以下同じ。）に隣接する土地（以下「対象用地」という。）を購入した者及び当該対象用地を売却した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかにも該当する者とする。

- (1) まちなか地区において対象用地を購入した者（以下「購入者」という。）又は当該対象用地を売却した者（以下「売却者」という。）であること。
- (2) すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該対象用地の売買契約書に記載された売買価格の2分の1とし、20万円（売却者にあっては、10万円）を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、対象用地の所有権移転を行った日（登記簿において所有権移転に係る登記原因の日付欄に記録されている日をいう。）から2年後の日までに、市長に

提出するものとする。

- (1) 購入者が居住している建物の敷地に係る登記事項証明書及び地図等（不動産登記法（平成16年法律第123号）第120条第1項に規定する地図等をいう。次号において同じ。）の写し
- (2) 対象用地に係る登記事項証明書及び地図等の写し
- (3) 対象用地の売買に係る契約書の写し
- (4) 購入者が居住している建物の敷地及び対象用地の位置を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- (5) すべての世帯員の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (6) すべての世帯員の市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（適用除外）

第6条 次の各号に該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 購入者が第三者への転売目的で購入した場合
- (2) 売却者が不動産業を営んでおり、かつ当該対象用地が不特定多数の者への売却を前提として取り扱われている場合
- (3) 購入者又は売却者が法人である場合

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に売買が行われた対象用地について適用する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに売買が行われた対象用地については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日以降も継続して施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに売買が行われた対象用地については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行し、同日以後に売買が行われた対象用地について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に売買が行われた対象用地について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。